

## 筑西市屋外体育施設利用調整会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、筑西市屋外体育施設の円滑な運営を図るために実施する筑西市屋外体育施設利用調整会議(以下「調整会議」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 調整会議の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) スポーツ団体主催の大会・イベント
- (2) 興行イベント
- (3) 講習会等のイベント

※大会予備日、交流会、練習試合、練習は対象事業外とする。

(対象施設)

第3条 調整会議の対象となる施設は、次の施設とする。

施設名	附属施設
下館運動場	本球場・サブ球場・ソフトボール場・テニスコート 南側サッカー場・多目広場(A・B)
成田スポーツ公園	テニスコート・球場(ソフトボール場) 多目的広場(ミニサッカー場)
鬼怒緑地	野球場(A・B・C) サッカー場(A・B)・ミニサッカー場(C・D)
関城運動場	野球場A・球場(少年野球場)・テニスコート 野球場B・ソフトボール場・サッカー場
関城富士ノ宮球場	野球場A(ソフトボール場a・b) 野球場B(ソフトボール場c・d)
明野運動広場	ソフトボール場
明野球場	野球場・ソフトボール場
明野中央公園	テニスコート(人工芝4面)
つくば明野工業団地スポーツ公園	ソフトボール場
協和球場	野球場A・野球場B・ソフトボール場
協和の杜テニスコート	テニスコート(ハードコート4面)
協和多目的研修センター	多目的グラウンド(A・B)
協和サッカー場	サッカーコート・多目的グラウンド・芝生広場

(提出書類)

第4条 調整会議に参加を希望する者は、次の各号に掲げる書類を筑西市体育施設指定管理者へ提出するものとする。

- (1) 筑西市屋外体育施設利用申込書
- (2) 申込書に記載した事業の概要が分かる書類(実施要項・企画書等)

なお、当該事業の要項等が提出できない場合は、前年度中に開催した事業の要項等でも可とする。

- (3) 前年度(前回)実績または大会結果が分かる書類

(調整会議への参加)

第5条 調整会議に参加できる者は、前条の書類を提出した者のうち、筑西市体育施設指定管理者が第2条に規定する対象事業と認め、調整会議において調整が必要と認める事業の実施者とする。

(遵守事項)

第6条 調整会議の参加者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調整会議に出席する者は、事業実施責任者又はその代理者とする。
- (2) 通常利用時間前に開館を希望する場合は上限を午前7時00分とし、筑西市体育施設条例等に掲げる区分に応じ使用料を支払うこと。利用時間には、準備時間及び片づけ時間を含めること。

(通常開場時間：午前9時00分から午後5時00分まで(ただし、夜間照明施設を設置する運動場施設については、午後9時30分まで))

- (3) 休館日、施設点検日及び筑西市指定管理者が別に定める主要大会等の開催日については、利用申込みができないこと。
- (4) 利用申込書には、第一希望の事業日程のみを記載すること。
- (5) 調整会議後は、日程どおりの事業開催に努めること。天災等のやむ得ない事象を除く調整した日程のキャンセルをした場合、翌年度の年間調整会議の参加を断る場合がある。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、筑西市体育施設指定管理者が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年1月18日から施行する。

この要項は、平成30年1月16日から一部変更する。

この要項は、令和3年1月11日から一部変更する。